

## 令和6年度首都圏そばプロモーション企画運営業務委託 基本仕様書

### 1 委託業務名

令和6年度首都圏そばプロモーション企画運営業務委託

### 2 目的

山形市は、これまでのブランディングの甲斐もあり、「そばの美味しい地域」であるという認知度は獲得しているものの、人口減少に伴う消費の低迷を抑えるには、域外からの観光誘客による消費の増が必要である。

そばによるブランディングを行っている自治体が全国各地にある中、他の地域との差別化を図り、更なる観光誘客やそばの消費拡大のためには、「寒ざらしそば」や「天保そば」など四季折々の味を楽しむことが出来るという地域特性や高い技術を有する製麺業者の製品など、山形市のそばが持つ強みを生かしたブランディングが求められている。

その要求に応えるため、山形市ならではのそばについて大都市圏でのプロモーション活動を行うことで、本市への来訪意欲に訴求し、観光誘客を促進させるとともに本市のそば及び関連製品の消費拡大を促し、地域経済の活性化を図る。

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月28日まで

### 4 業務内容

#### (1) 山形市のそば及びそば関連製品の物産展の開催

##### ア 会場

K I T T E 丸の内地下1階 パフォーマンスゾーン【200m<sup>2</sup>】  
(東京都千代田区丸の内2丁目7-2)

##### イ 期間

令和7年3月14日(金)～同年3月16日(日)

⑦上記期日に係る会場の申込みは、市において行う。

⑧上記期日において、会場設営、物産展の開催及び撤収を行うこと。

⑨上記期間を越えて期間を変更し、かつ費用を計上することを妨げない。

##### ウ 業務内容

⑦ 物産展の開催

###### ①イベントタイトル

○上記2の目的に沿ったイベントタイトルを提案すること。

###### ②そば及びそば関連物産等の販売

○出店者の選定

・乾麺や生そばといったイベント会場での調理を伴わないそばを販売することができる出店者を山形市内のそば店及び製麺事業者等から選定し、提案すること。

- ・そば販売店の出店者数は、最小で2店舗とし、それ以上の店舗数を選定・提案することを妨げない。
- ・そば関連物産等の出店者数は、最小1店舗とし、それ以上の店舗数を選定・提案することを妨げない。販売するものは、そば関連物産等の他、山形市のそば文化のPR、来場者数やそばの販売数の増加等に資するものであること。
- ・上記のいずれの場合においても、所轄の保健所等の関係機関及び施設管理者が許す範囲での試食・試飲は妨げない。

○会場設営及び撤去

- ・出店者がその販売品を販売できるよう必要な設備を整備すること。

○出店者との調整

- ・イベント会場において、スムーズな運営が行えるよう事前準備を含め必要な調整を行うこと。

③ 山形市PRブースの設置

○会場設営及び撤去

- ・会場内にテーブルなど必要な設備等を設置し、本市のそば及び観光資源を広くPRできる環境を整備すること。

○その他

- ・本PRブースは、市において運営を行う。

④ 上記②及び③に必要な備品等の調達

○そば及びそば関連物産等の販売

- ・会場内にてそば及びそば関連物産等を販売するために必要な設備 一式
- ・その他、そば及びそば関連物産等の販売に必要な備品等

○山形市PRブース

- ・PRを行うために必要なテーブル及びイスを準備すること。
- ・180cm×45cm相当の長テーブル2台及びイス4脚を準備すること。

⑤ 会場内装飾

- ・会場装飾を実施すること。装飾物については、以下の表を参考とし、開催目的に沿ったデザインとすること。なお、表に記載されていない装飾物を提案することを妨げない。

品名	規格	数量	備考
メインサイン (会場入口上部に掲出)	W3,000mm×H600mm程度 紙、パネル、ターポリン等のうち安価に用意が可能であり、通常使用の範囲で破損しにくいものを採用	2	イベントタイトル、開催期間等を記載
出店者サイン		必要数	出店事業者名を記載

⑥ その他

- ・会場の使用にあたっては、施設管理者が示す条件及び注意事項を確認の上、運営を行

うこと。

<https://www.tokyocity-i.jp/> (TokyoCityiWeb サイト)

- ・来場者が会場の情報を把握できるよう、会場レイアウト図や会場案内の看板等を作成し、設置すること。
- ・会場使用料についてのみ山形市が直接施設管理者に支払う。イベント開催に必要な会場使用に伴う追加料金の支払は受注者が行い、本業務の中で行うこと。

(4) 物産展の運営

① 運営スタッフの配置

- ・会場及び来場者を整理するなど必要な運営スタッフを配置すること。

② 会場内の清掃

- ・適宜、会場内の清掃を行うこと。

③ 各種許認可等の申請及び届出

- ・提案内容に伴う各種許認可等の申請及び届出等

(5) 広報・情報発信

① チラシの作成・配布

- ・イベント及び山形のそばを首都圏へ広くPRするチラシ（A4／カラー）及びポスター（A2／カラー）をデザイン・作成すること。提案者が想定するチラシ等の設置・配布場所等に応じて、必要部数を作成し、その内容を提案すること。なお、市が設置・配布するものとしてチラシ200部及びポスター20部を準備すること。
- ・作成したチラシの電子データを活用し、市で運用するSNS等でPRを行うため、チラシのデザインについては本市が加工及び二次的に利用可能なものとし、当該データを市へ提供すること。

② その他

- ・イベント開催を広くPRするため、上記チラシ等の作成・配布以外に効果的な広報手段があれば提案すること。

## 5 工程管理

業務実施からイベントの開催までのスケジュールを定め、提案すること。

## 6 成果品の提出

上記4の業務内容について、実施報告書を作成し提出すること。

## 7 受託者の責務

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。特に個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令等に基づき十分留意すること。
- (3) 業務履行にあたっては、本市担当職員と十分協議を行うとともに、その進捗状況に合わせて定期的に打合せを行うものとする。

## 8 その他業務遂行における注意事項

- (1) 受託者は委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 本業務によって得られた成果物に係る受託者に帰属する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、第三者に帰属するものを除き、市に帰属するものとする。また、受託者は、あらかじめ市から書面による同意を得た場合を除き、著作者人格権（著作権法第18条から第20条に規定する権利をいう。）を行使しないものとする。なお、受託者は、成果物に係る第三者に帰属する著作権について、本業務における利用に関し、市が無償かつ無期限に利用できるように、当該第三者から利用許諾を得なければならない。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義があるときは、市と協議の上決定するものとする。
- (4) この仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、本事業の目的を達成するためによりよい手法、アイデア等があるときは、提案することを妨げない。